

日本労働年鑑 第26集 1954年版  
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第四章 破防法反対闘争

労働ストへの準備

五一年六月に結成された労闘(労働法規改悪反対闘争委員会)を中心とする労働法規改悪反対闘争は、当面の闘争の環として広汎な力を結集して進められ、一月には、「高まりつつある大ストライキの波のなかに立って、総評傘下四〇〇万組織労働大衆は、強力な実力行使をもって、このスト禁止法の陰謀に抗議し、団規法案の即時撤回を要求するであろう」という総評の「非常事態宣言」が発せられたことは、すでに前年度の本年鑑(第25集、第二部第四章)で見た通りである。こうして強力な法規闘争が秋季賃金闘争と結合して闘われようとしているのを見た政府は、治安立法を通すためにまず労働法規の改訂をしようとした考えをひっこめざるをえなかった。しかし年末に近づくにつれ、政府が治安立法の準備を進め、その国会通過を強行しようとしていることが次第にはっきりわかって来た。そこで総評はこれと闘うために、年末から年初にかけて全国にオルグを派遣して態勢を整えることとなり、五二年一月から、歴史的意味をもつ破防法反対闘争は具体的な行動の段階に入ったのである。

一月一二日に労闘は第一五回会議をひらいて当面の方針を討議し、一八日に代表者会議を開いた。総評左派の集まりといわれる労働者同志会も一五日に闘争方針の申し合わせをおこなった。二三日には、総評の幹事会があり、春季闘争方針が決定された。これらの会議で、総評、労闘の強圧法規反対闘争の方針が明確にされたのであるが、それらの思想的骨子となったのは高野私案といわれるもので、その内容は、再軍備反対闘争を中心にして弾圧立法反対闘争と賃金闘争を結びつけること、二月中旬に法案反対の実力行使をおこなうこと、この闘争を統一戦線結成の方向に結びつけて闘うこと、などであった。

一月二六日には、総評、労闘、官公労の共催で、二万人を動員した弾圧法規反対労働者総けつき大会が芝公園でひらかれた。築地までデモ行進をおこなった。また早くから問題の重大性を指摘しつつあった学界、文化人等との連絡も強まり、協力態勢が進められた。

総評、労闘傘下の組合の中では、炭労、全鉱、紙パ、全織、私鉄等はいずれも前年のうちに実力行使を決定しており、合化労連は一月三十一日の臨時大会でストを決議した。国鉄、日教組等で構成する官公労も、一月二三日の闘争委員会で方針を討議している。

これにたいして、旧全労連系の賃金共闘でも、一月一六日に会議をもち、団規法(のちの破防法)が国会に上程されるとみられる二月上旬を目標に実力行使で反対闘争することを決定、また総評系の労組との統一行動の組織を強調した。この日までに実力行使を決定した組合は、全金属、全自動車、印刷出版、官労、全港湾であり、その他の単産も賃金共闘の線で一月末までに闘争態勢をきめることになった。これら賃金共闘傘下のうち、全自、全港湾、全倉庫、全鉱連等が正式に労闘に参

加したこと、また官労が官公労(総評傘下)との統一行動を明確にし、国会共闘にも正式に参加したこと、等は労闘を中心とする統一戦線の方向が大きく前進しはじめたことを示すものであった。

二・一スト以来のこうした全組織をあげての統一的反撃は政府を動揺させ、法案の二月上程は見おくりとなった。この間に労闘のスト態勢は急速に進められた。

二月一日の全自中執はスト準備を指令し、化学同盟も法案反対を決議した。つづいて七日には全銀連、全倉庫、全損保等で労闘協と労闘との会談、一四日の関東金属拡大委は全自および鉄鋼労連へ共闘の申し入れ決定、二〇日の炭労中執は実力行使態勢に入ることを決定、二三日には官労の弾圧法反対、賃金要求の総けつき大会開催、また全鉱、日教組、全造船、紙パもそれぞれ実力行使、職場大会、労闘との同調を決定する等、具体的な闘争についての討議が進められた。

三月一日には、総評、労闘主催の弾圧法粉碎総けつき中央大会が、錦糸町公園で一〇万人といわれる大量動員の下で開かれた。参加労組は労闘加盟の国鉄など七〇組合、全自、全港湾その他も正式に参加した。左のような実力行使決議をおこなったのち、上野まで整然たるデモ行進をした。

(弾圧法制定労働法規改悪反対実力行使に関する決議)

こんにち民主主義の名においてファシズムが横行し、人民を苦しめている。国会は外国の翼賛議会になり下ろうとしている。反動吉田内閣はどこかの国のカイライ政権たるの本性をバクロしつつある。かくてわが祖国は或る国の属国化そうとしている。支配階級はすでに気狂いじみた弾圧を開始している。三越のスト、全織同盟傘下の正織興業のスト、渋谷駅前の徴兵反対署名運動その他に現われた数千数百の武装警官を見よ。さらに、帝石、東日本重工、そして太田委員長を含む宇部窒素の不当首切りをみよ。いずれも法を無視した無茶苦茶の弾圧である。

一方彼らは労働法規を改悪してわれわれの手からスト権をとりあげようとしている。かくて彼らはみずからの非合法を合法としわれわれの合法的な行為を非合法化しようとしている。ポツダム宣言、極東一六原則に基くあの輝かしい民主的改革はいまいったいどこえいってしまったのか。非武装と基本的人権を保障する平和憲法はどうなったのか。

人民の自由の奪われる日、それは支配階級が人民の意思に反して戦争を行おうとしているときである。これは何人も疑いえない歴史上の事実である。

しかも最もおそるべきことは何か。それは自分たちのうえにおそいかかろうとしているおそるべき事態について大多数の国民が何も知らされていないということである。事実をおそれる彼ら支配階級によって国民が眼に薬をのまされているということである。いまや断乎として彼ら支配階級と対決すべきである。それは覚めたる者の神聖なる義務である。反動階級はわれわれの戦列をかき乱そうとして必死になっている。だが、どのような分裂策動、いかなる弾圧がこようとも労働者は前進する。全自動車をはじめとする十数単産は、すでに団規法国会上提日に実力行使を決意している。炭労中央委員会はたとえ単独でもストをうつことを再確認した。

総評を中心とする全労働者階級のたぎり立つ怒りを込めた一大ゼネスト、それ以外に彼ら反動に対する回答はありえない。この弾圧法をゼネストで粉碎する以外にわれわれの生活と祖国を守りぬく道はない。かくてまた働く者を奴隷化せんとする労働法規改悪に対して日本の労働者階級はあくまで反対であることを全世界の人々は知るであろう。全国民大衆をあげての澎湃たる一大抵抗運動の先頭に労働者階級の旗はへんぽんと

ひるがえるであろう。われわれは断乎、実力行使をもって弾圧法並に労働法規の改悪を粉碎するものである。

本大会の名において右決議する。  
弾圧法粉碎蹶起中央大会

右の中央大会に呼応して、総評京都地評、神奈川春季闘争委、愛知労働などの主催する総けつき大会が札幌、京都、大阪、福岡を初め全国各地で一せいに開催された。

つづいて一〇日には、総評の緊急評議員会が開かれ、二〇日を目標に各組合に実力行使の準備指令を出すこと、二六日以降、総評、労働一せいに闘争を組織することなど、闘争のスケジュールを決定した。労働傘下の各単産は二五、二六日に地方ごとに労働者大会、二八日以後スト終了まで全国的に宣伝を強化する等の方針を決定した。これらの動きに歩調を合わせて、国会共闘連絡会議(国鉄、炭労、日教組、私鉄等)も一万人の国会デモを一五日に組織した。こうして総司令部労働顧問サリヴァンの実力行使中止勧告にもかかわらず、労働諸団体の春季攻勢は次第にもり上り、各組合は本格的な実力行動への準備をほぼ完了したのである。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---